府令・省令

○内閣府令・農林水産省令第八号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（許可申請書のその他の添付書類） **第五十七条の四**　準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・一の二　（略） 二　法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。第五十七条の七及び第五十七条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第五十七条の七第五号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 三～十四　（略） （特定信用事業代理業の許可の審査） **第五十七条の七**　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。 一～三　（略） 四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。 イ　精神の機能の障害により特定信用事業代理業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 ハ～チ　（略）	（許可申請書のその他の添付書類） **第五十七条の四**　準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・一の二　（略） 二　法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。第五十七条の七及び第五十七条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第五十七条の七第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面 三～十四　（略） （特定信用事業代理業の許可の審査） **第五十七条の七**　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。 一～三　（略） 四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。 イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者 ロ　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 ハ～チ　（略）